

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
前文	<p>私たちは、茅ち凜ぬの海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏い敬の念を胸に強く刻み込んできました。</p> <p>私たちのまちは、この恵まれた地勢をいかした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で、地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。</p> <p>また、城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されてきています。</p> <p>私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>これらを礎としながら、平和を願い、次代を担う子どもたちを育み、それぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながら、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。</p> <p>今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>何でまちづくりをするが。</p> <p>みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。</p> <p>なんかあったときに、ずっと助け合える関係でおりたいき。このまちに住んじよって良かったと思えるようになりたいき。市民も行政もまちづくりを進めたいと思ひゆう。悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。</p> <p>話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。</p> <p>どう、まちづくり一緒にやろうや。</p> <p>(訳文)</p> <p>なぜまちづくりをするのでしょうか。</p> <p>みんなにとって、「居心地のいいまち」にしたいから。</p> <p>何かあったときに、すぐに助け合える関係でありたいから。このまちに住んでいて良かったと思えるようになりたいから。市民も行政もまちづくりを進めたいと思っています。悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。</p> <p>話をしたらみんな目指すところは同じなのです。市民同士、市民と行政がうまくつながったらいいね。</p> <p>みんなでまちづくりができるようになったらいいと思ひませんか。それで、この条例を想いをこめてつくりました。</p> <p>さあ、まちづくりを一緒にやりましょう。</p>	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。</p> <p>名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。</p> <p>わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岸和田市における自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民、NPO、事業者(以下「市民等」という。)及び市がまちづくりを進めるに当たっての基本的事項を定めることにより、互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよい高知市の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</p> <p>(2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。</p> <p>(3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。</p> <p>(4) 市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。</p> <p>(5) NPO(民間非営利団体) 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。</p> <p>(3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。</p> <p>(5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(6) まちづくり 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。</p> <p>(7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。</p> <p>(8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。</p> <p>(9) 基本構想 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本となる考え方をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。</p> <p>(2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。</p> <p>(3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
基本理念・基本原則	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。</p> <p>(1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。</p> <p>(2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。</p> <p>(3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。</p> <p>(4) 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。</p> <p>(5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。</p>	<p>(まちづくりへの参加)</p> <p>第3条 市民等は、住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために、まちづくりに参加することができる。</p> <p>2 市民等及び市は、それぞれの役割において、誰もがまちづくりに参加しやすいきっかけをつくるよう努めるものとする。</p> <p>(自主性の尊重)</p> <p>第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。</p> <p>(合意に至る過程の尊重)</p> <p>第5条 市民等及び市は、まちづくりに関する合意に至るまでになされた議論その他の過程を尊重してまちづくりを進めるものとする。</p>	<p>第2章 自治の基本原則</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとしします。</p> <p>(市民主体の原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。</p> <p>2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。</p> <p>(参加協働の原則)</p> <p>第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。</p>	<p>(自治の原則)</p> <p>第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。</p> <p>(1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。</p> <p>(2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。</p> <p>(3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。</p>
市民の権利・責務	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。</p> <p>2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。</p> <p>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。</p> <p>(事業者の権利)</p> <p>第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。</p> <p>(NPOの役割)</p> <p>第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支え育てるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 市民等の役割</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べるすることができます。</p> <p>3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。</p> <p>2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとしします。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。</p> <p>(市民の役割と責務)</p> <p>第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
議会	<p>(議会の権能)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。</p> <p>2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。</p> <p>2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。</p> <p>2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。</p> <p>3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定</p>		<p>(市議会の責務)</p> <p>第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。</p> <p>2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。</p> <p>3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。</p> <p>4 市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動します。</p> <p>(開かれた議会運営)</p> <p>第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。</p> <p>3 市議会は、議会報告会の開催等を通じ、前2項に規定することの実現に努めます。</p> <p>(市議会議長の責務)</p> <p>第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図る</p>	<p>(議会の役割、権限等)</p> <p>第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。</p> <p>2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用にも努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
	<p>する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。</p>		<p>よう努めます。</p> <p>2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。</p> <p>2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。</p> <p>3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。</p> <p>(政策の調査、審議のための機関)</p> <p>第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。</p> <p>2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。</p> <p>(市議会事務局職員の責務)</p> <p>第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。</p>	

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
市長等及び職員	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。</p> <p>(他の執行機関の責務)</p> <p>第12条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実に効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。</p>	<p>(職員研修等)</p> <p>第16条 市は、市の職員のまちづくりについての意識の高揚及び実践力の向上を図るため、パートナーシップによるまちづくりに関する職員研修を実施するものとする。</p> <p>2 市は、市の職員が一市民として、市民活動に参加できる環境の整備を進めるものとする。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。</p> <p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。</p> <p>(市の執行機関の組織運営)</p> <p>第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。</p> <p>2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(市の執行機関の職員の責務)</p> <p>第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。</p> <p>2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>	<p>(市長の役割と責務)</p> <p>第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。</p> <p>2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
地域づくり	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。</p> <p>(地区市民協議会)</p> <p>第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p>	<p>(市民活動の拠点の整備等)</p> <p>第17条 市は、市民活動を促進するための拠点の整備等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(助成等)</p> <p>第18条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。</p> <p>2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出えんを行うことができる。</p> <p>(NPOへの業務参入機会の提供)</p> <p>第19条 市は、NPOが効率的かつ効果的にまちづくりに関する市の施策を行うことができると認めるときは、当該NPOに対し、業務の委託等の機会を提供することができる。</p>		<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(地域づくり)</p> <p>第34条 市民は、个性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。</p> <p>2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。</p> <p>3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民公益活動)</p> <p>第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
参画・協働	<p>(協働)</p> <p>第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。</p> <p>2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。</p> <p>(参画)</p> <p>第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。</p> <p>2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。</p>		<p>(協働して行う市政運営)</p> <p>第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。</p> <p>2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。</p>	<p>(政策形成及び実施過程への参画)</p> <p>第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p>(評価等への参画)</p> <p>第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。</p> <p>第3節 協働のまちづくり</p> <p>第36条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となるよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
住民投票	<p>(住民投票)</p> <p>第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>		<p>第8章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。</p> <p>3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の発議及び請求)</p> <p>第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
市政運営(総合計画等)	<p>(総合計画)</p> <p>第24条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p> <p>(法務)</p> <p>第26条 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、法令の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>2 市は、地域の特色をいかした政策を実現するため、条例制定権の活用にも努めなければならない。</p>	<p>(施策の実施)</p> <p>第11条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(施策への反映)</p> <p>第13条 市は、市のまちづくりの施策の検討及び実施に当たり、市民等の意見の反映及び市民等が参加することができる仕組みの整備に努めるものとする。</p> <p>(コミュニティ計画の策定)</p> <p>第15条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。</p>	<p>(基本構想等)</p> <p>第21条 市は、まちづくりの理念に基づき、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。</p>
市政運営(組織)	<p>(組織)</p> <p>第25条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。</p> <p>2 市は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p>			<p>(組織)</p> <p>第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
市政運営(財政運営)	<p>(財政)</p> <p>第27条 市長及び他の執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体については、その財政状況を一体的に捉え、市民にわかりやすく公表しなければならない。</p> <p>3 市長は、市政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの10分の1以上2分の1未満の割合で出資している法人その他の団体については、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 市長及び他の執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。</p>			<p>(財政等)</p> <p>第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>
市政運営(情報公開等)	<p>(情報の共有)</p> <p>第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。</p> <p>2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第23条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p>	<p>(情報の共有)</p> <p>第6条 市民等及び市は、合意形成を図っていくため、必要な情報を相互に共有できるよう努めるものとする。</p> <p>(広報広聴)</p> <p>第12条 市は、市民等がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう、広報広聴に努めるものとする。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第14条 市は、まちづくりについての市民等の意見、要望等に関して、当該市民等に説明する責任を全うするよう努めるものとする。</p>	<p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。</p> <p>2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第20条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(要望等への対応)</p> <p>第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
				して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。 2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。
市政運営(行政評価)	<p>(行政評価)</p> <p>第28条 市長は、総合計画に基づき実施し、又は実施しようとする施策等については、その成果及び到達度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、行政評価の結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。</p> <p>(外部機関その他第三者による監査)</p> <p>第29条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができる。</p> <p>2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。</p> <p>3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。</p> <p>4 前3項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>		<p>(行政評価)</p> <p>第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。</p> <p>2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第33条 市長は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。</p> <p>(監査)</p> <p>第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。</p>
市政運営(危機管理)				<p>(危機管理)</p> <p>第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
他団体との連携	<p>(国及び大阪府との関係)</p> <p>第30条 市は、国及び大阪府と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。</p> <p>(他の地方公共団体及び関係機関との関係)</p> <p>第31条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。</p> <p>2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。</p>	<p>(連携)</p> <p>第7条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。</p>		<p>第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係</p> <p>(国及び三重県との関係)</p> <p>第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。</p> <p>(他の自治体との関係)</p> <p>第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。</p>
条例の位置づけ	<p>(最高規範性)</p> <p>第32条 この条例は、市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。</p>		<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとし、</p> <p>2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p> <p>3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p> <p>第9章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。</p>	<p>第8章 最高規範性</p> <p>第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p>
委任	<p>(その他)</p> <p>第34条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
その他(意見聴取)	<p>(意見聴取制度)</p> <p>第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについて</p> <p>は、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>		<p>(市民意見の公募)</p> <p>第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。</p> <p>2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。</p>	
その他(委員会等)	<p>(審議会等の運営)</p> <p>第19条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。</p> <p>2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置)</p> <p>第20条 この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会(以下「見守り委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第21条 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第22条 見守り委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民活動を行う者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</p>	<p>(まちづくりのための委員会等)</p> <p>第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。</p> <p>(附属機関の委員の任命)</p> <p>第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。</p>	<p>(審議会等)</p> <p>第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p>

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
		<p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会公募委員選考委員会の設置)</p> <p>第23条 前条第2項第3号に規定する見守り委員会の委員の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第24条 選考委員会は、前条の見守り委員会委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第25条 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>2 選考委員会の委員は、学識経験を有する者等及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>3 選考委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該公募による見守り委員会の委員の委嘱の日の前日までとする。</p> <p>4 選考委員会の委員は、再任されることができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
その他(地域自治)			<p>第4章 地域自治 (市民組織の尊重)</p> <p>第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。</p> <p>2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとしします。</p> <p>(地域自治の推進)</p> <p>第12条 市は、地域の特性と自主性が活かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。</p> <p>(地域自治区)</p> <p>第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。</p> <p>2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>(自治活動組織)</p> <p>第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。</p> <p>2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとしします。</p> <p>3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。</p>	

項目	岸和田市	高知市	飯田市(長野県)	名張市(三重県)
条例名称	岸和田市自治基本条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	飯田市自治基本条例	名張市自治基本条例
施行日	平成16年12月10日条例第16号	平成15年4月1日条例第13号	平成18年9月21日条例第40号	平成18年1月1日
その他(政策)				<p>(人事政策)</p> <p>第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。</p> <p>(法務政策)</p> <p>第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>(法令遵守と公益通報)</p> <p>第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。</p> <p>2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。</p> <p>(地域経営の原則)</p> <p>第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。</p> <p>(事務事業の実施等における原則)</p> <p>第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。</p> <p>2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。</p> <p>3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。</p>